

【郵便】住民票の写し等の交付申請書(個人用)

令和 年 月 日

※裏面の案内をお読みのうえ、申請書をご記入ください。

申請者 <small>委任状がある場合申請者は代理人となります。</small>	住所		住民登録しているところ
	ふりがな		電話連絡する場合があります。ふりがなをお書きください。
	氏名 (必ず自署)		
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦	年 月 日
	平日昼間の連絡先	電話() - 携帯() -	
どなたの証明書が必要ですか	住所 <small>省略せずに記入</small>	袋井市	
	ふりがな 氏名 <small>外国籍の方は在留カードに記載の通りに記入</small>		
	生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 西暦	年 月 日
申請理由			

●必要なものにレ点をつけて、通数を記入してください。

必要な証明書	<input type="checkbox"/> 住民票 謄本(世帯全員記載)	通	住民票等に下記の事項の記載が必要な場合は□にレ点をつけてください。選択しない場合は省略と表示されます。 □続柄(世帯主から見た関係) □本籍・筆頭者 □国籍・VISA等の表示(外国籍の方のみ) ※個人番号(マイナンバー)、住民票コードの記載が必要な場合は下記の□にレ点をつけ、請求理由・提出先をご記入ください。
	<input type="checkbox"/> 住民票 抄本(世帯の一部記載)	通	
	<input type="checkbox"/> 住民票 除票(除かれた住民票)	通	
	<input type="checkbox"/> 記載事項証明書	通	
	<input type="checkbox"/> その他()	通	
特記事項	<input type="checkbox"/> 個人番号(マイナンバー)	請求理由	提出先
	<input type="checkbox"/> 住民票コード		
その他証明が必要な事項	(例1)前住所地 ○○市△△町 記載のもの (例2)○○川 △△男と□□子 記載のもの		

申請に当たっての注意事項

1. 申請の理由の記載について
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために住民票の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - (2) 国又は地方公共団体の機関に提出する場合
住民票等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - (3) その他の理由で申請する場合
住民票の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
2. 資料の提供について
申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
3. 世帯の一部の住民票について
世帯の全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、「住民票・世帯の一部」をご利用ください。
4. 続柄、本籍、個人番号、住民票コードの記載について
本人又は本人と同一世帯に属する者で、住民票に記載されている「続柄」、「本籍」、「個人番号」、「住民票コード」の事項が必要な場合には、該当する□にチェックをつけてください。個人番号、住民票コードを記載した住民票は、申請者の本人確認ができた場合のみ交付できます。本人と同一世帯以外の代理人が個人番号、住民票コードを記載した住民票を請求する場合は、代理権限を有することが確認できる書類を付して請求できますが、代理人に直接交付せず、本人の住所あてに郵送します。
5. 本人確認資料について
申請者の住所・氏名が確認できる官公署発行の証明書の写し（コピー）を同封してください。
例：運転免許証・マイナンバーカード(通知カードは不可)・在留カード・健康保険証(記号・番号は塗りつぶしてください) など
* 現住所が裏面に記載されている場合は、両面ともコピーしてください。
* パスポートは住所地の確認ができないため、住所地の記載された本人確認のできるものを併せて同封してください。
6. 権限確認書類について
手続きをする方が、申請者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類(委任状など)が必要です。
7. 罰則
偽りその他不正な手段により、住民票等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点は、事前に住民登録地の市町村におたずねください。

■□■ 袋井市役所の問い合わせ先・送付先 ■□■

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

袋井市役所 市民課 戸籍住民係（郵便請求担当）

直通電話 0538-44-3112